

保土ヶ谷高校シックスクール裁判

—安全な学習環境を実現するために公正な判決を—

東京高等裁判所 第20民事部 御中

2005年5月3日、神奈川県立保土ヶ谷高校で、屋上防水工事で使用されていた揮発性有機溶剤が、老朽化した校舎の天井を通り抜けて放散され、全校生徒660名中、308名もの大勢の生徒が有機溶剤を吸い込み体調不良を訴える事故が新聞やNHKニュースで報道されました。県議会でも、すでに2005年3月3日の文教常任委員会で議論され、問題となっていました。

この事故は、前年の2004年9月に保土ヶ谷高校で防水工事が行われた時点から異臭がし、2名の教師が体調不良を訴えていたにもかかわらず、防水工事現場の直下や周辺の教室で約半年間、有機溶剤が放散する中、授業を行うことを余儀なくされ起きたものです。教師達は、生徒達を有毒物質から守るために、学校、工事業者、教育委員会、知事に対して何度も調査改善を求めてきましたが、気温の低下で放散量が減少する1月下旬に至るまで、有効な濃度測定も行わず、上記のような大事故に繋がるまで抜本的な対応がなされませんでした。

2010年3月30日、上記教師のうちの一人が、神奈川県教育委員会の学校に対する安全配慮義務に問題があったとして、裁判を提起いたしました。

原告となった上記の教師、またその支援をする私たちの望みは、何よりも生徒達の学習環境の安全を守ることです。使用有機溶剤の危険性の調査もせず、その危険性を連絡することもなく安全であると言い続け、教師達、生徒達を有毒物質に半年間以上もの間さらしてきた責任は重く、このようなことは二度とあってはなりません。

そのためにも、この裁判できちんと県教育委員会の責任を明確にする必要があります。

高等裁判所におかれましては、上記の趣旨を踏まえ正義に則った公正かつ適正な判決をお願いいたします。

氏名	住所

<取り扱い団体> 保土ヶ谷高校シックスクール裁判を支援する会

<署名送付先> 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル

横浜合同法律事務所気付

<署名集約> 第2次集約 2015年5月末